

# 貴金属買い取りトラブル急増中

2011年3月21日号

貴金属の買取業者に関する相談が関西地方を中心に急増しています。「勧誘が強引で、怖かったので買い取りに応じた」「買取価格が安すぎると思い解約を申し出たが応じてくれない」「売るような商品はないと断ったら、金歯でもいいとすごまれた」といった苦情があります。

買い取りの場合は、消費者が物品を業者に売却しているため、特定商取引法の対象外となり、クーリングオフはできません。また、いったん業者に品物を引き渡すと、あとで返品を申し出ても、「すでに処分した」「解約返品はできない」とほとんどの場合返品されません。

一度使用された物品などの取引を行う業者は、古物商として公安委員会の許可が必要です。許可業者であるかどうか、あわせて業者名・住所・連絡先を確認し、これに応じない業者との契約は避けるべきです。

突然買い取りの電話や訪問があっても、よく考え、慎重に対応しましょう。